

新成人のみなさまおめでとうございます

20歳からの国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれる制度です。

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせします。（厚生年金保険に加入している方を除きます。）

国民年金保険料は毎月納める必要がありますが、**前払い（前納）制度**、**口座振替納付**など割引が適用されるおトクな制度もあります。

また、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「**学生納付特例**」や「**納付猶予**」など保険料の支払いが猶予される制度もありますので、未納のまま放置せず、必ず市（区）役所や町村役場または年金事務所で手続きをしてください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など	会社員、公務員など（厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の方）	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
保険料	国民年金保険料 【定額】16,610円 （令和3年度） 被保険者が負担します。	厚生年金保険料 18.300% （平成29年9月から） 労使折半で負担します。	被保険者本人は保険料負担を要しません。 配偶者の加入している年金制度の保険者が負担します。

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯にわたって支給されます。

障害基礎年金

病気やケガにより障害の状態になった方に支給されます。

遺族基礎年金

加入者が亡くなったときに子のある配偶者または子に対して支給されます。

■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して**基礎年金番号**が用いられています。

国民年金や厚生年金保険に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付されます。

年金手帳は、年金の手続きや相談の際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問合せ先】 大曲年金事務所 国民年金課
0187-63-2296（音声案内②→②を選択してください）
20歳になられた方向けに国民年金制度を動画でご案内しています。➡

